

# ほくさい 4

JA HOKUSAI INFORMATION

2020・NO.287



だ  
い  
す  
ま  
い  
ん  
お  
か  
ま  
ん

## 目次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 特集『経営所得安定対策と水田活用の直接支払交付金制度の概要』 | 2  |
| INFORMATION                    | 4  |
| 営農ワンポイント                       | 7  |
| ニュースストーリー                      | 8  |
| ふれあいデイサービス                     | 10 |
| 新春句会／俳句                        | 12 |
| わが家のアイドル／長寿バンザイ／表紙の人           | 13 |
| 西田税理士の税務相談                     | 14 |
| クロスワードパズル                      | 15 |



JA ほくさい

©よい食P

# 特集

## 経営安定を図るために経営所得安定対策に加入しましょう 経営所得安定対策と水田活用の 直接支払交付金制度の概要

### 令和2年度変更点

- 畑作物の直接支払交付金の数量払の単価が変更になりました。
- 産地交付金の助成項目（埼玉県の助成内容（2））の飼料用米、米粉用米の取組内容が変更となりました。

### 経営所得安定対策

#### 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 【対象作物】 麦、大豆、そば、なたね（ビール麦、黒大豆、種子用は対象外）
- 【対象農地】 畑または水田
- 【交付対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件なし）
- 【交付金額】 数量払い：収穫量に交付単価を乗じた金額（基本は数量払い）  
面積払い：数量払いの内金として、当年産の作付面積に応じた金額
- 【交付単価】 数量払の単価 下記を参照（令和4年産まで適用）  
面積払の単価 20,000円/10a（「そば」は13,000円/10a）

小麦 (円/60kg)      大豆 (円/60kg)      そば (円/45kg)

| 品質区分<br>(等級/ランク) | 1等    |       |       |       | 品質区分<br>(等級) | 1等     | 2等     | 3等    | 品質区分<br>(等級) | 1等     | 2等     |
|------------------|-------|-------|-------|-------|--------------|--------|--------|-------|--------------|--------|--------|
|                  | A     | B     | C     | D     |              |        |        |       |              |        |        |
| 小麦               | 6,510 | 6,010 | 5,860 | 5,800 | 普通大豆         | 10,830 | 10,140 | 9,460 | そば           | 13,800 | 11,690 |
| 品質区分<br>(等級/ランク) | 2等    |       |       |       | 特定加工<br>用大豆  | 8,780  |        |       |              |        |        |
| 小麦               | 5,350 | 4,850 | 4,700 | 4,640 |              |        |        |       |              |        |        |

●特定加工用大豆とは、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆です。

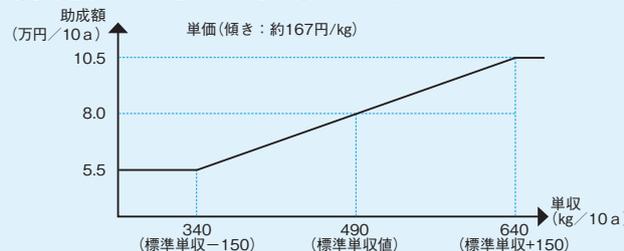
### 水田活用の直接支払交付金

- 【対象農地】 水田      【交付対象者】 販売農家、集落営農

#### ①戦略作物助成

| 対象作物      | 交付単価  |
|-----------|---|
| 麦、大豆、飼料作物 | 35,000円/10a                                   |
| WCS用稲     | 80,000円/10a                                   |
| 加工用米      | 20,000円/10a                                   |
| 飼料用米、米粉用米 | 収量に応じ(右グラフ参照)<br>55,000円/10a～<br>105,000円/10a |

〈飼料用米、米粉用米の交付単価イメージ〉



- 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認が必要です。
- 各地域における標準単収値を、当年秋の作況により調整します。
- 上のグラフは標準単収値が490kgの場合です。標準単収値は市町村等が当該地域に定めている配分単収を適用します。

**こんな行為は違反です！**

- ◆飼料用米等として生産した米を主食用米として販売
- ◆主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて新規需要米の飼料用米として出荷し、交付金を申請
- ◆他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に上積みして出荷し、交付金を申請

## ②産地交付金

産地交付金は、地域の作物振興の設計図となる「埼玉県水田フル活用ビジョン」に基づく取組を支援するものです。

### ☆埼玉県の助成内容☆

※産地交付金の助成内容については、今後、国と協議するため変更される場合があります。

#### (1) 作物等への助成

下記の助成単価は、国から県への配分予定額（R2年1月現在）に基づき算定したものであり、今後、正式な配分額決定により増額並びに2回目の配分を受けた場合は①二毛作、②麦・大豆、③飼料用米・米粉用米の順にそれぞれ次に示す単価を上限として充当します。

| 対象作物等                       | 対象者                            | 助成単価（円以内/10a <sup>※2</sup> ） |                   | 充当する<br>順番 |
|-----------------------------|--------------------------------|------------------------------|-------------------|------------|
|                             |                                | 当初                           | 配分増額により充当する場合の上限額 |            |
| 麦、大豆                        | 担い手要件 <sup>※1</sup><br>を満たす農業者 | 5,500                        | 6,500             | ②          |
| 野菜                          |                                | 5,500                        | —                 | —          |
| 飼料用米 <sup>※3</sup> 、米粉用米    |                                | 3,000                        | 4,000             | ③          |
| 二毛作 <sup>※4</sup>           | 販売農家<br>集落営農                   | 11,100                       | 14,000            | ①          |
| 耕畜連携<br>(飼料用米のわら利用、資源循環の取組) |                                | 6,500                        | —                 | —          |

- ※1 担い手要件を満たす農業者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者、人・農地プランで中心経営体に位置付けられた方  
※2 「円以内/10a」とあるのは実績が計画を超えた場合、減額になる場合があるため。  
※3 飼料用米についてはコスト低減に資する対策が必要です。  
※4 「主食用米＋戦略作物及びそば、なたね」又は「戦略作物及びそば、なたね＋戦略作物及びそば、なたね」の二毛作への助成

#### (2) 地域の取組に応じた追加配分による助成

| 取組内容                  | 配分単価      |
|-----------------------|-----------|
| 飼料用米、米粉用米の複数年契約（3年以上） | 1.2万円/10a |
| そば、なたねの作付け（基幹作のみ）     | 2.0万円/10a |
| 新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）    | 2.0万円/10a |

#### (3) 高収益作物等作付拡大による助成

上記のほか、以下の取組について地域農業再生協議会が設定する「転換作物拡大計画」に基づき配分。

##### ①転換作物拡大加算（1.5万円以内/10a）

地域農業再生協議会ごとくみで、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

##### ②高収益作物等拡大加算（3.0万円以内/10a）

地域農業再生協議会ごとくみで、主食用米が減少し、高収益作物等<sup>※1</sup>の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※1 高収益作物等：野菜、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

## ■収入減少に係る対策 ①と②は同時に加入できません。

### ①米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんする制度です。積立金の拠出が必要ですが、掛け捨てではありません。

- 交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件はありません）
- 対象品目：米、麦、大豆（ビール麦、黒大豆、種子用は対象外）

詳しくは、各農業再生協議会へお問い合わせください。

### ②収入保険

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんする制度です。基本的に対象品目の限定はなく、自然災害や価格低下など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補てんします。

- 加入対象者：青色申告を行っている農業者
- 対象品目：品目の限定は特にありません。

詳しくは、お近くのNOSA | 埼玉へお問い合わせください。

本年度も引き続き米価の安定のため、需要に応じた米生産のご協力をお願いいたします。



## 理事会から

### 3月26日の主な議案

- ① 行政庁検査に対する指摘事項について
- ② 令和2年度内部監査計画の策定について
- ③ 労働関係規程の一部変更について
- ④ 当組合におけるリスク評価書等の全部変更について
- ⑤ ヘルプライン制度設置・運営要領の全部変更について
- ⑥ 内部統制システム基本方針の一部変更について
- ⑦ 令和2年度内部統制の整備・運用にかかる年間計画について
- ⑧ 費用弁償規程の一部変更について
- ⑨ 令和2年度事業計画の設定について
- ⑩ 令和2年度信用の供与等の限度額について
- ⑪ 令和2年度理事会附議を要する大口信用供与等の額について
- ⑫ 令和2年度貸付金の利率の最高限度について
- ⑬ 令和2年度借入金金の最高限度について
- ⑭ 賃貸住宅取得資金等にかかる特別貸出要領の取扱期間の延長について
- ⑮ 令和2年度JA住宅ローン金利軽減の考え方について
- ⑯ 令和2年度賃貸住宅取得資金等にかかる金利軽減の考え方について
- ⑰ 令和2年度JAMマイカーローン金利軽減の考え方について
- ⑱ 令和2年度JAリフォームローン金利軽減の考え方について
- ⑲ JA統一ローン融資要項（埼玉県農業信用基金協会保証）の一部変更について
- ⑳ JABバンクローン融資要項（協同住宅ローン(株)保証）の一部変更について
- ㉑ 無担保ローン融資要項（三菱UFJニコス型）の一部変更および新規制定について
- ㉒ JA飼料用米対応資金融資要項の一部変更について
- ㉓ 令和2年度の余裕金運用について
- ㉔ 経済事業の収益力向上・収

支改善に向けた取組方針について

- ㉕ 令和2年度共同乾燥調製施設の利用料金設定について
- ㉖ 理事と組合との取引の承認（追認）について
- ㉗ 理事に対する貸付金の承認について
- ㉘ 職員への期末賞与の支給について

## 税務法律相談 5月に行田で開催

JAでは毎月、本店、行田中央支店、加須中央支店と会場を移して土地・建物や税務・法律に関する無料相談を行っています。

幅広い内容の相談に応じますので、お気軽にご相談ください。また、ご相談のある方は事前の予約をお願いいたします。

### 〈日時〉

法律相談 5月11日（月）

税務相談 5月12日（火）

いずれも午後1時30分

〈場所〉 JA行田中央支店

〈ご予約窓口〉

JA本店経済部資産管理課

☎048-563-3000

または各支店窓口へ

## アパート入居者様募集

JAでは皆さまの多彩なニーズにお応えできるよう一人暮らし向けからファミリー向けまで、多様なお部屋を取り揃えています。

物件情報は「JAほくさい アパート」で検索いただくか、5頁のQRコードからアクセスしてご覧ください。

### お問い合わせ先

#### 【行田市内物件】

資産管理行田営業所 ☎048-556-1171

（※行田営業所ではアパートの仲介業務のみを行っています）

#### 【羽生市内物件】

経済部資産管理課 ☎048-563-3000

#### 【加須市内物件】

資産管理加須営業所 ☎0480-61-0905

大丈夫！

事故を起こす高齢者のほとんどが自分に自信を持っています

まずはワンチェックワンアクションで農作業安全

2020年 春の農作業安全月間

JAグループ



# JAほくさい

のホームページを  
リニューアルいたしました!

<https://jahokusai.jp/>

パソコンやスマートフォン、タブレットなど異なる大きさの画面にも対応する「レスポンス・ウェブ・デザイン」を採用。

広報誌「ほくさい」やアパート情報等もご覧いただけます。



組合員の  
皆さまへ

## JA 安心倶楽部

標準傷害保険

ご存知ですか？**埼玉県で**  
自転車保険が加入義務化されました

※平成30年4月より

自転車・バイクで転倒し、入院した。



自転車で通行人にケガをさせてしまった。



旅行中にカバンを盗まれてしまった。



など

### 補償内容と保険金額・保険料

保険期間1年・保険料の払込方法：一時払

| 補償内容                          | 保険金額           |
|-------------------------------|----------------|
| 傷害死亡保険金(天災補償付)                | 120万円          |
| 障害後遺障害保険金(第1級~第3級限定)(天災補償付)   | 60万円           |
| 障害部位・症状別保険金(天災補償付)            | 3,000円         |
| 個人賠償責任保険金(自己負担額0円)(示談交渉サービス付) | 1億円            |
| 携行品損害保険金(自己負担額3,000円)         | 20万円           |
| 被害事故補償保険金                     | 2,000万円        |
| 弁護士費用保険金                      | 300万円          |
| 法律相談費用保険金                     | 10万円           |
| <b>年間保険料</b>                  | <b>15,800円</b> |

**+** オプション

|                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| ホールインワン・アルパトロス費用保険金 | 20万円<br>(年間オプション保険料2,110円) |
|---------------------|----------------------------|

※ホールインワン・アルパトロス費用保険金を補償する他の保険契約等がある方、およびゴルフの競技・指導を職業としている方は、オプションにご加入いただくことができません。

お支払いいただく保険料(年額)は、被保険者ご本人の職業・年齢・性別にかかわらず、左表の金額となります。

補償開始時点で被保険者ご本人の年齢が満80歳未満の方にご加入いただけます。

ご継続は、補償終了日時点で被保険者ご本人の年齢が満89歳まで、脱退のお申し出がない限り自動継続されます。

○JA安心倶楽部は、全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)を保険契約者とし、JAほくさいの組合員の皆様を加入者(被保険者)とするJA団体傷害保険制度です。

○ケガによる死亡や後遺障害、入院・通院、他人への賠償責任、携行品の損害など、日常生活のリスクを補償する制度です。

○詳しい内容は最寄りのJA支店までお問い合わせください。

■取扱代理店：JAほくさい

■引受保険会社：共栄火災海上保険株式会社

無料 年金 相談会



©よりそう

| 令和2年度年金相談会日程 |   |        |                             |  |
|--------------|---|--------|-----------------------------|--|
| 日程           |   | 場所     |                             |  |
| 6月20日        | 土 | 9時～15時 | 行田中央支店、川里中央支店、羽生中央支店        |  |
| 8月22日        | 土 |        | 加須中央支店、騎西中央支店、北川辺支店、大利根中央支店 |  |
| 10月17日       | 土 |        | 行田中央支店、川里中央支店、羽生中央支店        |  |
| 12月19日       | 土 |        | 加須中央支店、騎西中央支店、北川辺支店、大利根中央支店 |  |
| 2月20日        | 土 |        | 行田中央支店、川里中央支店、羽生中央支店        |  |

年金についての疑問・質問に社会保険労務士がお答えします。お気軽にご相談ください。

ご住所に関わらず、どの支店の相談会にもご参加いただけます。

これから受取り手続きされる方

受取中の年金に疑問のある方

これまでJAとのお取引のない方も大歓迎

※日程は変更になる場合もございます。ご予約時にご確認ください。

※相談会は予約制です。ご希望の方は最寄りの支店窓口にて事前にお申込みください。

◆お知らせ◆ 無人ヘリコプターによる 農薬空中散布の実施について



麦の赤カビ防除のため、下記のとおり農薬の空中散布を実施します。早朝からの騒音、農道の使用等でご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。また、近隣住民の方にはご協力をお願いいたします。

◎散布にあたっては、次の危害防止策を実施します

- ①危険個所など実施区域及びその周辺の状況を把握します
- ②操作要員、補助員を適切に配置します
- ③飛散を防止するため、風向・風速などの気象状況を把握します

| 散布地域            | 散布日程                      | 散布時間         | 散布農薬     | 対象病名 |
|-----------------|---------------------------|--------------|----------|------|
| 行田市・羽生市・加須市の各地域 | ビール大麦 4月中旬以降<br>普通小麦 5月上旬 | 午前5時～11時(予定) | トップジンMゾル | 赤カビ病 |

※散布日程・時間は、天候、生育状況等により変更する場合があります

# 輪作を考えた野菜の作付け計画を立てよう

やわらかな春風を感じられるほかばか陽気、野菜の栽培に向けて準備が始まる時期となりました。

輪作を意識した野菜づくりに関するポイントをご紹介しますので、作付け計画にお役立てください。

## 「輪作を意識した作付け計画と病害虫対策」 連作を避ける

同じ場所に同じ野菜あるのは同じ「科」の野菜を続けて作ることを「連作」といいます。「連作」を行うと、同じ種類の「科」を好む病原菌や、害虫が増えて、病害虫の被害を受けやすくなる等の「連作障害」になりやすくなります。「連作」を避けて、いくつかの「科」の野菜を順番に栽培する「輪作」を心がけましょう。

輪作するためには、ほ場を何か所かの区画に分けて、栽培する野菜を区画ごとに変える輪作体系を考えると良いです。

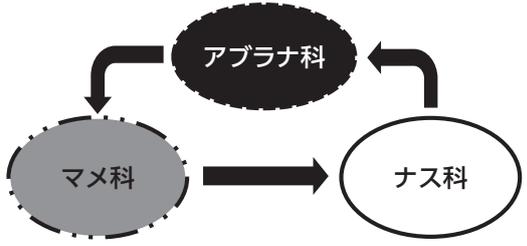


図1 輪作プランの例

| 科名          | 作物名    | 輪作年限(年) |
|-------------|--------|---------|
| ナス科         | トマト    | 3~4     |
|             | ナス     |         |
|             | ピーマン   |         |
| ウリ科         | キュウリ   | 2       |
|             | メロン    | 3~4     |
|             | スイカ    | 4~5     |
| アブラナ科       | ハクサイ   | 2       |
|             | キャベツ   |         |
|             | ブロッコリー | 2~3     |
|             | ダイコン   |         |
| マメ科         | インゲンマメ | 1       |
|             | エダマメ   | 2~3     |
|             | エンドウ   | 4~5     |
| 連作障害の出にくい作物 | カボチャ   |         |
|             | コマツナ   |         |
|             | サツマイモ  |         |
|             | タマネギ   |         |
|             | ネギ     |         |

○各科の一部の野菜を記載しています。  
○農業に関する本を参照に他にもどのような「科」の野菜があるか確認してみよう。

表1 各科の野菜と輪作年限

しよう。

図1に示すように、種類の多いナス科、アブラナ科で作るものを決めて、その他のマメ科などと輪作するのもよいでしょう。

春播き野菜に代表されるナス科のトマト、ナス、ピーマンなどの野菜、ウリ科のキュウリ、スイカなどの野菜は連作障害の出やすいものです。これに対し、カボチャ、コマツナ、サツマイモ、タマネギ、ネギなどは連作障害の出にくい作物です。これらの作物は

連作することができるので、ほ場の作付け計画を作成するのに便利です。

放置した収穫後の残渣でウイルスを持った害虫が周辺の雑草等で越冬したり、増殖することもあります。そして次作定植後に、再びほ場へ移ってしまいます。

発生に応じてこまめな除草作業や、収穫後の残渣をすぐに片付けることで害虫の発生源を無くしていきましょう。

### 畑は周囲まできれいに

作付前のほ場に雑草が多かったり、ほ場周辺に雑草が多いと、雑草にいた害虫が定植後のほ場へ移ってきます。

加須農林振興センター  
農業支援部  
☎0480-61-3911

## 事故を防ぐトラクタの使用

3月1日から5月31日まで春の農作業安全運動期間です！農作業をする機会が増えますが、慌てず、焦らず、冷静な作業を心掛けましょう。

### 一 事故の発生状況

全国の農作業事故による死亡者数は毎年300人以上で推移しています。その中でも、農業機械作業に係るものが約6割、特に、乗用トラクタによる事故が多くなっています。

### 二 安全な作業の対策

- 乗用トラクタで作業する時は次のことを心がけましょう。
- ① 作業時のヘルメットの着用、シートベルトの着用
- ② 作業前の危険個所の確認
- ③ 機械の整備・点検・作業方法の確認(安全フレームは忘れずに立てる)



写真 トラクタ使用時の服装例(ヘルメット、反射ベストを着用)

## 青森で木甘坊をPR ～北川辺とまと研究会～

北川辺とまと研究会（下山房巳会長）は、2月9日に青森県弘前市と平川市のスーパーマーケットで販売促進キャンペーンを行いました。

同会では栽培するトマト「木甘坊」を首都圏の市場のほか、青森の市場にも年間300トの出荷しています。今回は青年部の部員3名とJA職員の合計4名が店頭でPRしました。

試食にふるまったのは、鶏がらスープの素を使っただし汁にトマトと卵を入れた温かいスープ。味見したお客様は「美味しい。寒い日にぴったり。」と喜び、調理方法を尋ねながら次々に買い物かごに入れていきました。

この日青森は今冬一番の大雪。「埼玉のトマトです。」と声をかけながらアピールすると「こんな日に遠い所よく来たね。」と歓迎の言葉をかけられました。



## 麦作共励会で加須の早川農場が奨励賞

JA県中央会などが共催する令和元年度埼玉県麦作共励会で、加須市の有限会社早川農場の「あやひかり」が奨励賞に輝きました。



早川代表(中央)と従業員の皆さん

この共励会は、先進的で他の模範となる麦作農家および集団を表彰し、その業績を広く紹介することなどを目的に毎年行われています。実際にほ場を回っての現地審査や、収穫後の玄麦を提出しての品質分析などを経て受賞者が決められます。

小麦15畝を栽培する同社の早川良史代表取締役は「受賞できて光栄です。これを励みに、さらなる高品質・多収量をめざして従業員とともに麦作りに取り組んでいきたいです。」と喜びを話していました。

## 母の日に向けて～カーネーションの現地検討会～

川里花き出荷協議会は、2月18日にカーネーションの現地検討会を行いました。

5月10日の母の日に向けてカーネーションを栽培する農家は14軒。それぞれのほ場を種苗メーカーの社員やさいたま農林振興センターの職員が巡回し、生育状況を確認しながら今後の栽培管理について意見交換を行いました。

株式会社HGフラワーズの萩原賢一代表は「暖冬の影響で生育がかなり早まっている。今日学んだことを生かして、お客様に最高の状態で届けられるよう努力していきたい。」と話していました。

今年川里地区で栽培されているカーネーションは、ポット15万鉢を含む45万鉢。4月中旬から全国の市場に出荷されます。



生育状況を説明する萩原代表(右から2人目)

## 南の島を満喫～JAほくさいときめきツアー～

JAほくさいときめきツアーが2月28日から行われ、管内から21名が参加しました。2泊3日の日程で、今回は鹿児島県の奄美大島と加計呂麻島にでかけました。



大島紬村で

奄美大島では、黒潮の森マングローブパークでカヌーを体験。びくびくしながらの乗船ではありましたが、親切なインストラクターに導かれ、マングローブ原生林の水上散策を楽しみました。また、大島紬村で製造工程を見学した後大島紬のショッピングを楽しみました。

加計呂麻島では諸鈍デイゴ並木などを見学。樹齢300年以上という見事な巨木群に圧倒されました。5月の満開時には真っ赤に染まるといふ光景をぜひ観に訪れたいと、再訪を誓った一行でした。

## 児童の交通安全を願って～横断旗を寄贈～

JAは、春の新入学時期にあわせて管内の小学校に横断旗を寄贈しました。

贈ったのは、学童用1,340本と保護者用80本の計1,420本。この事業は、地域の未来を担う子供たちを交通事故から守りたいと、県農協福祉事業団の協力を得て毎年行っています。

羽生市役所では2月28日に贈呈式が行われ、JAの藤倉隆雄地域担当理事が同市の須永正弘教育総務課長に手渡しました。須永課長は「とてもありがたいです。児童の登下校の安全確保に役立っています。」とお礼の言葉を述べました。

須永課長(左)に横断旗を手渡す  
藤倉地域担当理事(右)



## 花の魅力を閉じ込めます～女性部西・志多見支部～



JA女性部西・志多見支部(榎本春江部長)は、2月21日に加須西支店でハーバリウムづくりを行いました。

ハーバリウムは「植物標本」という意味で、ボトルなどにドライフラワーやブリザーブドフラワー等を入れ、専用のオイルで満たしインテリア雑貨として楽しめます。

参加したのは、部員17名。花材などをピンセットで一つずつ入れていくだけの作業ですが、その組み合わせ一つで印象がガラリと変わるため、あれこれ思案する部員達。配置のバランスや色合いなどを互いに相談しながら自慢の逸品を作り上げました。

## 実り多い人生のために～葬儀・終活セミナー～

JAは2月20日に行田中央支店で葬儀・終活セミナーを開きました。

「終活」とは自分のライフスタイルを見つめなおして、この先の人生を実り多いものにするための活動です。平成24年に新語・流行語大賞のトップテンにも選出され、近年ブームにもなっています。

この日参加したのは、同市内在住の29名。長年葬儀を担当する株式会社むさしの村の桑子岳司課長を迎えて、エンディングノートの書き方だけでなく、近頃の葬儀の傾向やいざ不幸があった場合どうすればいいのかなどを学びました。

行田北支店管内から参加した女性は、「とても役に立った。今からエンディングノートを書き進めていきたい。」と話していました。



## 加須地区農業機械化集団協議会で親睦旅行



加須地区農業機械化集団協議会(宮内慎弥会長)は、1月16日から親睦旅行に出かけました。

同地域の農作業受託集団で構成する同会。例年は日帰りで行っていましたが、今回は会員同士の交流をさらに深めようと1泊2日の日程で行いました。

参加した14名は、雪印メグミルク海老名工場やアサヒビール神奈川工場でそれぞれの製造ラインを見学したり、できたての牛乳やビールなどで喉を潤したりして楽しみました。

また、宿泊先のニューウェルシティ湯河原では、夜の懇親会で互いの情報交換を密に行うことができました。

JA女性部

# ふれあい デイサービス

JA女性部が地域の高齢者を招待して行う「ふれあいデイサービス」の様子をご紹介します。



西・志多見支部の部員の皆さん



## 騎西支部

1月23日 下崎ふれあいセンターに16名を招待。折り紙を楽しみました。



## 行田中部支部

1月28日 星河公民館に23名を招待。JAさいたまのフレッシュミズ部員による華麗なフラダンスに魅了されました。

## 1日のスケジュール

10:30頃

参加者が集合。ご家族の送り迎えや自転車等で集まります。



11:00頃

血圧測定



11:30頃

看護師らの指導による健康体操



12:00頃

女性部員お手製のお弁当をいただきます



13:00頃

女性部員とレクリエーション



14:00頃

解散。気を付けてお帰りください。

※時間や内容はその日によって異なります。



### 西・志多見支部

2月3日 志多見公民館に20名を招待。炭坑節を踊りました。



### 羽生支部

2月13日 手子林公民館に30名を招待。女性部員の手作りおはぎに舌鼓をうちました。



### 鴻荃支部

2月14日 鴻荃コミュニティセンターに14名を招待。名前ビンゴゲームで盛り上がりました。



### 高柳支部

2月20日 日出安集会所に8名を招待。看護師さんに血圧を測ってもらいながら体調の悩みなどを相談できました。



### 羽生支部

2月21日 須影集会所に14名を招待。脳トレーニングドリルに挑戦しました。



### 川里中央支店

2月18日 女性部のない川里地区。17名を招き、職員が協力して川里中央支店で開催しました。南河原ひまわり会による八木節を鑑賞しました。

# JAほくさい俳句会 新春句会



新井会長(前列右から2人目)・折原先生(同中央)・丸木副組合長(同4人目)ら

JAほくさい俳句会(新井幸雄会長)は、2月26日に加須市むさしの村さくらほーるで新春句会を開きました。

当日は会員が投句した93句から選句を行い、特選には騎西地区の小山敏男さんの句が選ばれました。終了後には懇親会も開かれ、会員同士が親睦を深めました。

同会は平成8年のJA合併以来、JA広報誌「ほくさい」の俳句コーナーに投句している会員で組織しています。当初は30名でスタートしましたが、現在は54名の会員がいます。

下段の俳句コーナーへ皆さまからの投句をお待ちしています。葉書に楷書で3句以内をご記入いただき、下記までお送りください。JA選者の折原野歩留先生が選句し、掲載いたします。毎月巻頭句に選ばれた方には記念品を差し上げています。お送りいただきました句のすべてを掲載することはできませんので、予めご了承ください。



■送り先・お問い合わせ先  
〒348-8513 羽生市東7-15-3  
JAほくさい営農部営農販売課  
俳句係 ☎048-563-3000



## 俳句

折原野歩留 選

湧水の砂のきらめき風光る

大利根 野口 勇一

(評)湧水とは地下から湧き出る水的事だが、特に静岡県の柿田川湧水は有名である。富士の胎内を何百年かけて砂を躍らせながら湧き出る。春になって陽の光が強くなり風も光って見える。躍動感の溢れる句である。

寒明けや常のくらしの洗濯機

川里 井上美智子

ほろ酔いに寒月よろよろついてくる

騎西 中島 价市

うららかや地図で旅する齢なり

加須 松永 喜芳

園児バスむさしの村へ春運ぶ

騎西 松本 清

青信号むさしの村に春一番

騎西 新井 幸雄

残像は逃げし蜥蜴の瑠璃光り

行田 持塚 悦夫

まだ温き風呂の残り湯種浸す

行田 永沼規美雄

ほつほつと光る野面に春拾う

騎西 湯橋 信子

節分の升ごと貰う齢かな

加須 田口 悦子

春雷やさてと農具の下準備

行田 荻原 増夫

春昼や双子の嬰の大欠伸

加須 立野より子

大福は漉し餡が好き春立てり

騎西 野中 栄子

種を選る命の重さ沈みけり

騎西 泉津井 清

西行の歌碑きさらぎの昼の月

川里 黒巢 友子

春耕の命の満ちし土の色

羽生 杉山 榮

介護バス梅咲く道を選び行く

騎西 五月女文子

農機具の不要な春となり三年

騎西 樋口登美子

山峡の日暮の侘し梅の花

騎西 田沼 絹子

焼き芋屋の声の響きや村中に

騎西 戸田 達子

赤城へと東風吹き抜ける上州路

羽生 五十嵐弘子

春風に導かれつつ散歩かな

行田 蓮 陽子

時へと帰る鴉の梅花空

行田 天沼 広吉

※6月号への投句は、4月24日(必着)までに上記の宛先にお願います。

# 相続手続きは何から始めたらよいか



JAほくさい顧問税理士  
西田 芳秋 氏

## 質問

父の相続をどう進めていくべきかを知人に相談したところ、不動産を登記すれば預貯金の名義変更も簡単にできると教えられました。専門家の指示通り相続人の署名押印を受けて遺産分割協議書が完成しました。登記を終えたところで、相続税の申告のため財産目録を作成しているうちに、隣の町の農地や宅地、JA以外の預貯金と株式、共済契約などが発見されました。他の相続人へ改めて分割協議の申し入れをしましたが、やり方が悪いと同意を得られず困っています。裁判所での調停が想定される中、申告期限までに話し合いがでない場合の相続税の申告はどうなりますか。全部の遺産について改めて分割協議をやり直すことができますか。遺産の分け方の基本は何でしょうか。

## 回答

**相続は財産目録の作成から**  
相続手続きを始めるには、まず財産目録（財産と債務の内容を明らかにしたもの）を作られて相続人の遺産の全容を把握します。被相続人の財産に関する一切の権利義務は、相続人がいったんは承継しなければならぬからです。財産より債務の方が大きい場合は、相続を放棄するかどうかの判断をしなければなりません。借地権や借家権、地上権・地役権、抵当権、仮登記など他人の権利がついている財産は、勝手に処分することはできません。借入金や未払金などの債務は約定に従って返済し、期限の利益を失わないようにしなければなりません。財産目録は被相続人が先代から承継し、生涯に積み上げた遺産そのものを表現しています。

**遺産分割とは**  
被相続人の財産や債務は、相続人が一人であれば単独で相続しますが、相続人が数人の場合は相続人全員の共有物になります。共有は生活や仕事に支障をきたすだけでなく換金性や収益性も減殺され対外的な信用も失いかねないものです。そこで、

共有財産の権利義務を各相続人に帰属させるための遺産分割（共有物分割）がどうしても必要なのです。

**遺産分割の基本**  
遺産の分け方について、民法では「遺産の分割は、遺産の種類及び性質、相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする」として、安易な分割をいまいめています。相続とは文字通り「相い続ける」ことですから、必要の人に必要ない財産を相続させることが基本であり節税の原点でもあります。配偶者には生活を優先した財産を、家業に必要な事業用の資産は後継者に相続させるなど、各相続人への熟慮が必要で、確かに登記や名義書換が済むと相続は終わったかにもえますが、名義書換が目的になると「ちよつと待てよ！」ということになりかねない。被相続人の生活や家業を承継すべき者は、各相続人の権利と義務をふまえた我が家の相続計画を各相続人に丁寧に説明して納得を得ることが大切で、税は不要になるから、とか次の相続がまた大変だから子が全てを相続する、などの発想は改めなければなりません。

**遺産分割で税負担も変わる**  
被相続人と同居して生計を一にしてきた子が、その居宅や敷地を相続して引き続き住み続けると、居宅の敷地のうち330㎡までの部分（被相続人から家業を承継して引き継ぎ事業を継続する相続人には事業用の建物の敷地のうち400㎡までの部分）は20%の評価額で相続税を計算することができ、また、夫の相続の際に配偶者が取得する財産が法定相続分（子と相続する場合）は二分の一、夫の兄弟と相続する場合は四分の三、夫の親と相続する場合は三分の二）又は一億六千万円までは配偶者の税額軽減の特例によって相続税の納税額はありません。配偶者自身の相続（二次相続）では法定相続人が一人少なくなることで、配偶者の固有の財産があることから夫の相続と妻の相続の税負担額が最も小さくなるように試算をして夫の相続での取得財産をさめることができます。また、借入金を相続する人は、承継する借入金以上の財産を相続しないと、財産から控除しきれない借入金は切り捨てになりますから留意して下さい。

**財産目録は専門家に頼む**  
相続財産の大部分は不動産と預貯金ですから、固定資産税の名寄せ台帳と預貯金通帳を見れば誰でも目録を作成することができます。専門家はさらに故人の仕事や生活の経過をたじろ、被相続人の生活を復元するかのようにな遺産をさがしていきます。例えば、固定資産税の納税の状況から、どこか（市町村）に土地建物があることを突き止め、賃貸料収入から他の金融機関の口座の存在を確認します。また

まった生前払い戻し金の使途をたどってみると一時払いの生命共済契約の掛金であったり、相続人への三年以内の贈与など、納税者から提示された資料から専門家として知り得べき財産はもれなく特定していきます。

**申告漏れは余計に税金を納めることになる**  
当初の遺産分割協議書をうのみにして相続税の申告書を提出した場合、不足税額とこれをもとにした過少申告加算税と延滞税を納めなければなりません。場合によっては重加算税が課される場合がありますから留意して下さい。

**遺産分割のやり直し**  
遺産分割協議は相続人全員の合意によってやり直すことができます。申告期限内であれば修正申告や更正の請求の必要はありませんが、各相続人にいったん帰属した財産が自らの意志によって他の相続人へ再配分することです。贈与税が課税される場合があります。さて、一部の財産が除外されていたからとして申告期限後に遺産分割をやり直した場合、贈与税を課されないかは疑問です。遺産分割に大きな瑕疵がないかぎり移動した財産は贈与によって取得したものとなり、みなされるからです。なお、あとから発見された財産が申告期限までに分割されなかった場合は、各相続人が法定相続分によってこれを取得したものととして相続人全員が相続税を申告納税しなければなりません。後日、分割されたときは修正申告や更正の請求によってすでに納税した相続税額を精算することができます。この場合は加算税や延滞税はかかりません。



54.25

JAほくさい

# ローン相談会 開催!!

令和2年

6/20<sup>土</sup>

午前9時～午後4時

※本店ローンセンターでは、毎週土曜日、  
ローン相談窓口を開いています。



 ご来場の方に  
**JAバンクオリジナルグッズ  
をプレゼント!!**  
ご返済シミュレーション致します!

### 開催店舗

行田中央支店 ● TEL.048-556-1171  
川里中央支店 ● TEL.048-569-1321  
羽生中央支店 ● TEL.048-561-1009

加須中央支店 ● TEL.0480-61-0905  
騎西中央支店 ● TEL.0480-73-1121  
北川辺支店 ● TEL.0280-62-2211

大利根中央支店 ● TEL.0480-72-3111  
本店ローンセンター ● TEL.048-560-5200

混雑の際は予約されたお客様が優先となりますので、お早めに最寄りの店舗にご予約ください。

JAほくさい  
ホームページ



JAほくさい 4月号 (No287) 2020年4月1日発行  
編集・発行 / ほくさい農業協同組合 〒348-8513 埼玉県羽生市東7-15-3  
TEL 048-561-6911(代) URL (アドレス) <https://jahokusai.jp/>

